

1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義

(1) 地域共生社会が必要とされる背景

- ・人々が暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化（高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響による課題が様々な分野にわたる）
- ・少子高齢化、人口減少社会の到来（人口構造の変化に伴う支え合いの基盤の脆弱化による、生活課題の深刻化）

(2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは＝制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会

(3) 社会福祉法の改正に伴う各自治体の取り組み

- ①住民相互の支え合い機能強化と公的支援と協働による地域課題の解決を試みる体制の整備
- ②複合課題に対する包括的相談支援体制の構築
- ③地域福祉計画の充実

(4) 地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（追加）
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（追加）

2 第4期計画策定の経過

平成18年に第1期計画を策定し、令和4年度から8年度までを計画期間とする第4期計画を策定するために、各種の調査や会議を開催した。

- 令和2年8月：市民2,000人へのアンケート調査の実施
- 令和3年3月～7月：市内36か所の学区・地区社会福祉協議会の区域における地区懇談会での地域住民の意見聴取の実施
- 令和3年7月、9月：成年後見制度、および、再犯防止関係団体との意見交換会の実施
- 令和3年7月、10月、令和4年3月：地域福祉計画策定に関する懇話会開催
- 令和3年10月：庁内関係課長会議の実施
- 令和3年12月 民生常任委員会への勉強会、令和4年2月 民生常任委員協議会への報告
- 令和4年1月：庁内関係部課長会議の実施
- パブリックコメント（2/16～3/7） ◆令和4年3月末 完成

3 第4期計画（案）の概要

(1) 第4期計画策定のポイント

- ①社会福祉法の改正により、福祉に関する各種計画の上位計画として位置づける
- ②1-（4）にある項目を計画に盛り込む
- ③「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止計画」を加え、成年後見制度の利用促進に関する施策や再犯の防止などの推進に関する施策について盛り込む
- ④社会福祉協議会作成の地域福祉活動計画も同期間に作成し、車の両輪のように地域福祉を推進する

(2) 基本理念と基本目標

〈基本理念〉

**暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合う酒田
～社会包摂による共生社会の実現を目指して～**

〈基本目標〉

Ⅰ 共に支え合い、地域が「つながる」まち

市民誰もが、住み慣れた地域で豊かで安らぎに満ちた生活を送るためには、お互いが理解・交流し、地域の課題解決に取り組もうとする姿勢が重要です。
災害時等においても孤立することなく、地域で暮らす者同士が、時には支えたり、支えられたりといった活動が広がるよう、地域の中で人と人が「つながる」まちを目指します。

Ⅱ 誰もが安心できる、福祉が「つながる」まち

市民誰もが、どこの地域に住んでいても、安心して暮らすために、必要に応じて相談窓口や支援などにつながるができることが重要です。
誰一人として取り残さず、複合化、多様化する課題に対応できるよう、地域や団体、行政各機関の連携協働、福祉以外の様々な分野との連携協働により福祉などの支援が「つながる」まちを目指します。

Ⅲ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち

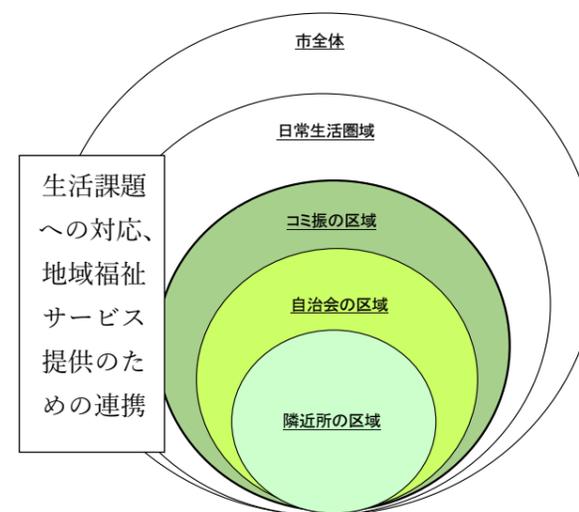
市民誰もが、生き生き暮らし、地域に住み続けたいと思えるためには、地域福祉を支える担い手やすべての人を認め合う豊かな心を育むことが重要です。
育んだ担い手や豊かな心が、地域の活動をより発展させ、誰もが尊重し合える未来に「つながる」持続可能なまちを目指します。

※国の指針に基づき、「人と人」「人と社会」とが「つながり」、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

4 地域生活課題を解決するための圏域の設定

- アンケート調査や意見聴取により、地域からは「地域福祉の担い手」の重要性という課題が出されている。また、各種公的制度を包括的に実施するために、住民に身近な圏域を設定し、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。
- そのために、「自分が暮らしたい地域を考えるまちづくりに広がる地域づくり」「地域課題の解決に向け共生の文化が広がる地域づくり」「一人の課題から地域住民と関係機関が連携し一人ひとりを支えることができる地域づくり」を具体化するために、圏域を設定し、連携協働し活動を展開する。

圏域	主な活動
市全体	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な福祉施策の企画、実施 ・複合的、高度な課題への調整、対応 ・市全域を対象とした相談支援機関の運営
活日圏常域生	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域の福祉課題の把握、対応 ・地域における相談機関 ・社会資源の構築
コミ振	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題の把握、対応 ・地域の福祉活動の拠点 ・地域の支え合い、居場所づくり、健康づくり
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事や自主防災組織の活動 ・身近な居場所づくり
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な見守り・声かけ ・除雪や災害時の協力



◆第3期計画		
基本理念	基本目標	目標の実現に向けた取り組み
元気で笑顔あふれるまち 酒田	I つながりを大切に 共に支えあうまち	1. 地域住民の交流の場づくり
		2. 自治会活動の推進
		3. 地域福祉の拠点(組織)づくり
		4. 学区・地区社会福祉協議会活動を通じた支え合いの推進
		5. 生きがいづくり
	II 安全で安心して暮らせるまち	1. 快適なまちづくりの推進
		2. 自主防災、防犯体制の充実
		3. 子育てがしやすい地域環境の整備
		4. 健康づくりの推進
		5. 虐待防止と権利擁護の普及と啓発
	III 地域福祉サービスの充実したまち	1. 相談体制の充実
		2. 住み慣れた地域で生活していくための支援
		3. 適切な福祉サービスの提供
		4. 地域社会での孤立防止
		5. 生活困窮者の自立支援
	IV 世代をこえてひと こころを育てるまち	1. 福祉の心を育むまちづくり
2. 地域の福祉を支える担い手の育成		
3. ボランティア、NPO法人との協働によるまちづくり		
4. 地域貢献活動の推進		



◆第4期計画(案)				
基本理念	基本目標	推進施策	目標の実現に向けた取り組み	具体的取り組み
暮らしと生きがいを共に創り、 社会包摂による共生社会の実現を目指して 酒田	I 共に支え合い、地 域が「つながる」ま ち	1 地域で支え合うしくみづくり	(1)生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり	①生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり
			(2)多様な主体による生活支援や居場所づくり	①総合事業の推進 ②生活支援体制の整備 ③支え合いの除雪体制づくり
			(3)学区・地区社会福祉協議会による地域活動の推進	①新・草の根事業の充実
		2 地域福祉の拠点づくり	(1)コミュニティ振興会による地域づくり活動の推進	①地域計画(地域ビジョン)の策定
			(2)自治会活動の推進	①自治会内の交流事業の推進
			(3)ボランティア、公益活動団体等との協働によるまちづくり	①公益活動への支援 ②ボランティアの担い手育成
		3 災害等に備えた支援体制の構築	(1)災害時要援護者等への避難の支援	①個別避難計画の作成 ②福祉避難所等の整備
			(2)地域での見守り体制の充実	①高齢者等の見守り体制の充実(見守りネットワーク) ②孤立・孤独死への対応
			(3)地域の防犯体制の充実	①防犯体制の整備促進 ②消費者トラブルの防止
	II 誰もが安心できる、 福祉が「つながる」ま ち	4 地域で安心して生活するための支援	(1)総合的な支援体制の構築	①福祉相談支援体制の充実と連携強化
			(2)地域包括ケアシステムの推進	①地域包括支援センターの体制強化 ②認知症施策の推進 ③医療と介護の連携
			(3)地域で子育てを支援する環境づくり	①子ども家庭総合支援拠点の整備 ②妊娠・出産、子育て期の相談体制の充実
	5 生活の困りごとを抱える人の支援	(1)生活困窮者の自立支援	①自立支援施策の推進 ②貧困連鎖の防止	
		(2)障がい者の自立や社会参加の推進	①障がい者の就労支援 ②障がい者の社会参加への支援 ③地域生活支援拠点等の整備	
		(3)特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり	①児童虐待への対応 ②障がい児への支援 ③子どもの貧困対策と支援 ④ひとり親家庭の自立支援	
	6 再犯防止の推進	再犯防止推進計画	(1)生活安定のための支援	①住居の確保 ②就労支援や社会参加の促進 ③保健医療・福祉サービスの利用促進
(2)市民理解の深化			①差別意識の除去 ②犯罪者特性への理解 ③広報・啓発活動の推進	
(3)民間団体との連携強化と相談支援体制整備			①民間ボランティアの活動に対する支援の充実 ②社会復帰支援ネットワークの構築	
7 成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進計画	(1)市民理解の深化と担い手確保	①広報・周知 ②後見人受任者の確保・育成	
		(2)地域の相談支援体制整備	①権利擁護の地域連携ネットワークの構築 ②成年後見支援センターの設置	
		(3)市長申立ての実施と利用助成	①市長申立の取り扱いの明確化 ②利用助成の実施	
III ひと・こころを育て、 未来に「つながる」ま ち	8 福祉の心を育むまちづくり	(1)心のバリアフリーの推進	①共生社会への対応(差別解消、合理的配慮)	
		(2)福祉意識の醸成と福祉教育の推進	①企業等の社会貢献 ②学校等と連携した取り組みの充実 ③出前講座、体験学習の実施	
	9 地域力向上にむけた人材育成	(1)地域福祉を支える担い手の発掘、確保、育成	①地域福祉のリーダー育成 ②東北公益文科大学との連携(社会福祉士・コーディネーター養成)	
		(2)子どもたちの福祉への意識を高めるための環境づくり	①地域活動への参加の促進 ②福祉活動体験、学習機会の提供	
	10 健康づくりの推進	(1)健康寿命の延伸	①食生活や生活習慣の改善 ②各種健康教室の取り組み ③歯と口腔の健康づくりの推進	
		(2)こころの健康づくりの推進	①自殺やうつ病予防の知識の普及・啓発	
		(3)高齢者の自立支援・介護予防の推進	①高齢者の自立支援・介護予防の推進 ②保健事業と介護予防の一体化事業の推進	